

第1章 生涯学習時代における試み

1. 自治体の生涯学習システム

～生涯学習施策の動向と課題～

(1) 「生涯学習」とは

1874年（明治7）板橋区に最初の小学校2校が開校した。昨年、創立130年を迎え、記念行事が地域を挙げて行なわれた。それから遡ること2年前の1872年（明治5）、それまでの寺子屋や藩校で行なわれていた教育から、国民全体を対象とした体系的な教育制度が発足した。「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期す」という学制の頒布である。

以来、我が国では、学校教育を中心にその充実が計られてきた。その結果、学校教育の一定の発展と定着が見られ、戦前なら富国強兵、戦後にあつては、飛躍的な経済発展に寄与してきたところである。ゆえに、一般的に、私たちは「教育」と言えば「学校教育」を指して考えている。教育行政の場では、現在でも、学習・教育といえば主として「学校教育」を指すのである。

また、「教育」と言えば、青少年の一時期の、小・中・高等学校、あるいは大学までの教育を連想するのではないだろうか。

そのような状況の中、「生涯学習」という概念が教育行政の場に登場した。「生涯学習」は、「学校教育」ばかりでなく、「職業訓練」や社会教育施設で行なわれている学習活動など「社会教育」も含む広い概念であるといえる。

生涯学習施策の動向は後に述べるが、国、地方公共団体は「生涯学習」と「生涯教育」をどのようにとらえてきたか、そして、「社会教育」との関係について、どう考えるか、まず整理をしたい。

なぜならば、「教育」や「学習」そして「生涯学習」と「生涯教育」という言葉ほど、意味がそれぞれ立場や考えにより違った意味で語られる言葉はないからである。ここでは、やはり、使う文言について、一定の共通認識をもつべきであると考えられる。

まず、「学習」と「教育」とはどう違うのだろうか、「学習」は辞書（広辞苑）によると「行動が経験によって多少とも永続的な変容を示すこと」であり、本来、自発的な活動である。これに対して、「教育」は、「人間に他から意図を持って働きかけ、望ましい姿に変化させ、価値を実現する活動」であり一定の目的を持ち、かつ、教育理論に基づき、かつ、組織的に行なわれるものである。このように「学習」と「教育」とは違った使い方をされている。では、「生涯教育」と「生涯学習」とでは、どうだろうか。

一般に、言葉から受ける印象としては、「生涯学習」という言葉は「生涯教育」という言葉より広い意味を持っているのではないだろうか。そして、広い意味で表現する必要がある場合、たとえば「生涯にわたる学習」を示す場合には、「生涯学習」という表現になるのである。

国の教育政策を方向づけるために設置している中央教育審議会における答申「生涯教育について」1981年（昭和56）のなかで、「生涯学習」と「生涯教育」を次のような観点から使い分けしている。この使い方が、国、地方自治体の生涯学習施策の基礎となっている考え方、概念である。

中央教育審議会答申「生涯教育について」（抜粋）

今日、変化の激しい社会にあつて、人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である。

ここでは「人びとが自己の充実や生活の向上のためにその自発的意志に基づき、必要に応じて自己に適した手段、方法を選んで行う学習」を生涯学習と捉え、「このような生涯学習のために、

社会のさまざまな教育機能を、相互の関連性を考慮しながら総合的に整備・充実しようとする働き」を生涯教育と捉えている。

「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学習の機会の保障と諸条件を整備していくことが「生涯教育施策」であり、その施策を実施していくのが国や地方公共団体の役割であるとしている。これが言わば「自治体の生涯学習システム」の根底となっている考え方である。

このように「生涯学習」と「生涯教育」との関係や「生涯学習」とはどのような概念なのか、はっきり定説として確立されているわけではない。また、研究者や教育行政にあっても、確立されていないのが現状であろう。

(2) 「社会教育」と「生涯学習」

つぎに、「社会教育」と「生涯学習」はどのように整理をするのだろうか。

「社会教育」は、国民の間で自由意思により主体的に行われる教育・学習活動として位置づけられ、教育基本法および社会教育法によって、国および地方公共団体はそれぞれ社会教育を奨励する責務がある。教育のかたちとしては、相互教育と自己教育で構成されている。自己教育とは、自分で選択した教育としての価値によって、自らの学習を方向づけ、学んでいくことである。

しかしながら、自己教育と相互教育は、現在では、必ずしも社会教育の場だけでなく、学校教育を含めたあらゆる教育・学習の場において実践されている。

また、実際に公民館などで学習活動を行っている人々がみんな自分の活動を社会教育活動であると意識したり、自己教育だとか相互教育だとして考えているわけでない。たいていは、文化・スポーツ活動だとか、趣味や教養、ボランティア活動などと活動内容を意識しているだけである。また、当然ながら、自由な学習活動といっても反社会的な活動まで社会教育活動とは言わない。

戦後の社会教育は、当初、学校教育の補完や学習サークルの育成、勤労青少年教育から再出発したが、その後、地方公共団体の

社会教育活動の奨励策は、住民のニーズの変化から多様化し、公民館等の社会教育施設では積極的に各種の学級、講座を開設している。図書館や博物館・美術館などの社会教育施設も次々設置され、充実した教育・普及活動を行い、各種の教育・学習の機会を提供するようになってきている。

ゆえに「社会教育」とは行政が住民に提供する学習機会の提供事業であるというイメージが広がり、定着していった。

こうした現状から、1971年（昭和46）社会教育審議会において「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方」という答申が提案された。その内容は、社会教育にとって画期的なものであり、後からみれば、まさに、その後の生涯学習へ方向づけがなされたものである。

社会教育審議会答申

1971年（昭和46）

「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方」

「社会教育という概念は、従来ややもすると狭い枠の中でとらえられる傾向にあったが、今後、そのあり方を考えるにあたっては、人々の生活の中でのあらゆる学習活動に対する教育的配慮として広くとらえる必要がある。（中略）今後の社会教育は、変化の激しい社会における社会教育への期待に応えるため、国民のあらゆる機会と場所において行われる各種の学習を教育的に高める活動を総称するものとして広くとらえるべきである。（中略）しかし、社会教育の範囲を広くとらえるといっても、いっさいの学習活動が即社会教育活動であるということではない。社会教育の概念にはひとびとの学習意欲や学習活動とこれらを教育的に高めようとする作用との相互関係が内在することを忘れてはならない。

ここでは、これまでの社会教育の理念を継承しつつも、広く行なわれている様々な学習活動についても社会教育として位置づけることが必要であり、社会教育のあり方を再検討すべきであることを提案している。この中で、特記すべき内容は、読書や放送に

よるものなど、個人で行う学習活動も社会教育に含められることを提言していることである。

このように比較的狭い範囲で捉えられていた社会教育は拡がりのある概念となり、現在では、さらに「家庭教育」の推進をも含み、学校教育との連携といった役割も与えられている。

このようなことから、「社会教育」と「生涯学習」は同一ではないかという印象が深くなっていく。一般の人から見れば自治体が発行している「生涯学習」事業は、たいていこれらの「社会教育」事業を指すことが多いのである。

それでは、「社会教育」と「生涯学習」の違いはどこにあるのだろうか、社会教育会館や公民館と生涯学習センターとはどこが違うのか、区市町村が行う社会教育行政と都道府県が主体の生涯学習推進行政の違いはどこにあるのかといった具体的な事例を見ていくと地方公共団体ごとに異なった扱いをしているのが実情であろう。板橋区の教育行政においても明確に「社会教育」と「生涯学習」を分けてはいない。

法律上、社会教育行政は、区市町村が主体であり、生涯学習推進行政は都道府県が中心に進めるという整理はある。

それでは、従来の社会教育行政で行われていた学習システムと生涯学習推進体制で行われる学習システムは違うのだろうか、新しく出現した生涯学習推進体制はこれまでの施策を越えるような点があるのか、住民の視点で検討することが求められている。

教育行政の場において、「社会教育」と「生涯学習」をどのように考えているかと問われれば、「社会教育」はあくまでも「生涯学習」の一部を成すものであり、「生涯学習社会」において、教育の各分野を連携させ、結びつけ、かつ、学習方法や目的・目標を開拓する上で先導していく存在として、今後も期待し、施策として位置づけていくべきものと答えるだろう。

教育基本法（抜粋）

第7条（社会教育）家庭教育及び勤労の場所その他社会において行なわれる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

②国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

社会教育法（抜粋）

第2条（社会教育の定義）この法律で「社会教育」とは学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、学校の教育課程として行なわれる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行なわれる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう。

第3条（国及び地方公共団体の任務）国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自らの実際生活に即する文化教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

②国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

生涯学習振興法（抜粋）

～生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

第一条（目的）この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、(中略) 都道府県の事業に関しその推進体制の整備その必要な事項を定め(中略) 都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の

措置を講ずることにより（中略）生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

（3）生涯学習政策の動向

1987年（昭和62）8月、我が国の教育改革について審議していた「臨時教育審議会（臨教審）」は、「最終答申」をまとめたが、それに先駆けて、1987年（昭和62）4月に提出された「第三次答申」では「個性重視の原則」にたった生涯学習体系への移行が中心に据えられた。「生涯学習」が教育改革の切札として登場したのである。文部省（現文部科学省）ではこれを受け、1988年（昭和63）7月より、従来の「社会教育局」を「生涯学習局」に改組し、全6局ある本省の筆頭局に位置づけたが、その後、一連の制度改革は、教育全体の「生涯学習体系への移行」という臨教審答申の趣旨を踏まえたものと言える。臨教審は、「生涯学習への移行」とともに「大学改革への問題提起」も同時に行った。両者は密接に関連している。

その後高等教育の基本的なあり方を審議するために、1987年（昭和62）9月、文部省に「大学審議会」が設置され、学位授与や大学・大学院の制度的柔軟化政策が相次いでなされ、高等教育機関の中に生涯学習システムを取り込んでいった。

表（19ページ）は、近年の国、東京都、板橋区の生涯学習政策・施策の動向を並べて示したものである。

1980年（昭和55）代後半から1990年（平成2）前半にかけて、文部省生涯学習局の設置、生涯学習振興法の制定、生涯学習審議会答申と、生涯学習関連の政策が打ち出されていることがわかる。

1990年（平成2）6月、生涯学習に関する法律である「生涯学習の振興のための施策の推進などに関する法律」（通称生涯学習振興法）が制定された。

この法律では、生涯学習センターや生涯学習審議会などによる都道府県レベルの生涯学習体制の整備が主な目標となっている。地域生涯学習基本構想の制定においては、文部大臣ばかりでなく通産大臣の承認も必要とされていることから「生涯学習」がこ

れまでの教育施策とは異なる広い意味を包括していることが伺える。

1990年（平成2）8月から、国に生涯学習審議会が設置されることになり、1992年（平成4）7月「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」という最初の答申が出された。そこでは、「リカレント教育の推進やボランティア活動の社会的評価」といった点が提言されている。

「生涯学習振興法」以降、都道府県及び大都市レベルの生涯学習推進体制が整備されていった。生涯学習審議会や生涯学習推進センターは、すべての都道府県に設置され、生涯学習振興の基本構想も制定されている。

生涯学習のシステムとして、単位制をとる市民大学も都道府県ごとに多く設置されている。

これらの動きに呼応して、東京都においても1990年（平成2）都教育庁社会教育部を「生涯学習部」に改組し、1992年（平成4）東京都生涯学習審議会を設置している。

1991年（平成3）生涯学習情報システム（愛称：とみんず、文化情報・都政情報も含む）を稼動するとともに「都民カレッジ」を設置、「生涯学習情報センター」を開設している。東京都はこのような生涯学習について、都道府県の立場で、政策提言や生涯学習の場と情報の提供といった事業を展開している。

板橋区においては、1988年（昭和63）教育委員会事務局に「生涯教育推進担当」として課長級職である副主幹を設置し、区長の諮問機関として「板橋区生涯教育懇談会」を設置した。

1989年（平成元）懇談会報告として「豊かな生涯学習社会を目指して－板橋区における生涯学習援助方針に関する提言－」を提言している。続けて1990年（平成2）「生涯学習援助に関する具体的方策」を提言し、庁内において生涯学習施策を推進するための組織として「板橋区生涯学習推進本部」を設置した。この組織は、提言を具体的に施策へ反映させるための組織で助役を本部長に教育長を副本部長とし、関係部長級職員により組織されている。

これらの提言をもとに「生涯学習ガイド」「地域学習マップ」

を発行するとともに「生涯学習推進月間」といった区民に対しての情報提供、啓発事業を開始している。また、多様な学習の場を提供するため、小中学校において公開講座を開設した。1991年（平成3）には「学習情報検索システム」を稼動し、区民への助言を行う「生涯学習アドバイザー」を設置している。

1992年（平成4）社会教育課に生涯学習係を設置し、板橋区推進懇談会は「地域に開放されるべき学校施設のあり方」を提言している。1993年（平成5）区民ゼミナールとして「一時保育者養成講座」を開催している。

1996年（平成8）国の生涯学習審議会は「地域における生涯学習機会の充実方策について」の答申のなかで、地域社会の様々な学習機会を生涯学習機能の充実化につなげる点から提言を行っている。大学などの高等教育機関の社会人受け入れと地域貢献、初等中等学校や社会教育施設などの地域との連携を指摘している。

1998年（平成10）の答申では「社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方について」のなかで、社会教育行政の地方分権化、規制緩和、住民参加、社会教育施設の運営の弾力化といった提言がなされている。

1999年（平成11）の生涯学習審議会の「学習成果を幅広く活かす」答申では、生涯学習によって得られた学習成果を活用して社会に参画するという方向が示されている。個人のキャリア開発やボランティア活動への成果の還元が指摘されている。同じころ「生活体験・自然体験が日本の子どものこころをはぐくむ」といった答申がだされ、地域における子どもの体験活動の支援が「生涯学習」の目的に加わった。

2000年（平成12）11月には「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」が出され、普及するIT機器へ対応するため、情報リテラシーやインターネット利用環境の整備などが提言されている。同時期に「家庭の教育力の充実等のための社会教育行政の体制整備」に関する報告が出され、2001年（平成13）7月の社会教育法改正において、社会教育に家庭の教育力向上が加わり社会教育の守備範囲はより広くなっていく。

東京都においては、1997年（平成9）東京都生涯学習審議会（第2期）建議「交流・参加型学習のためのネットワークづくり」の中で個人と社会とのつながりを重視した学習の必要性、そして、主に学校教育の中だけで学ぶ単線型の学習スタイルから学んだことを生活の中で生かし、社会に参加していく学習スタイルへの転換を提言し、実現のためには、学習グループ、団体、行政、学校等といった生涯学習関連機関がネットワーク化を図ることが必要であると提言している。続く2000年（平成12）第3期の生涯学習審議会建議「東京における社会参加と生涯学習」で都民の地域社会づくりへの参画と生涯学習のあり方を提言している。2002年（平成14）第4期生涯学習審議会建議ではさらに進めて「地域における『新しい公共』を生み出す生涯学習の推進」の中で、担い手として中高年世代に期待するという提言をしている。平成15年からの東京都生涯学習審議会は第5期の審議会においては、「子ども・若者の『次代を担う力』を育むための教育施策のあり方について」の論議を行い、非行の低年齢化、家庭・地域の教育力の低下に対応した学校教育支援を視野に入れた新たな施策を提言している。

情報提供や講座開設など学習の場の提供から始まった生涯学習施策は、単に個々人が学習することへの支援にとどまらず、地域還元型の講座の開設など新たな地域コミュニティづくり支援へと方向を大きく変えようとしている。

板橋区においては1994年（平成6）生涯学習推進懇談会「だれもが学べる環境づくりをめざして」を提言し、学習活動支援のため一時保育事業の一元化を図ったり、聴覚障害者の学習支援のため「要約筆記講座」を開催した。1997年（平成9）社会教育課を生涯学習課に改組し、生涯学習係を生涯学習推進係に名称変更した。1999年（平成11）生涯学習推進懇談会は「区民の多様なニーズに対応した学習支援のあり方について」において学習情報、相談機能の充実を答申した。これを受け、区職員が学習の場に出向く「生涯学習出前講座」を開設した。現在では、出前講座は学校教育の場へも拡大している。

2002年（平成14）生涯学習推進懇談会は「区民のIT学習と生涯学習施策のあり方」について答申した。2001年（平成13）国庫補助により実施したIT基礎技能講習の実施やIT機器が区民生活に広く普及している現状を踏まえた時宜にあった提言といえる。

（４）生涯学習施策の課題と方向性

地方公共団体の生涯学習施策はこれまで、（３）に記述した、国、東京都、板橋区の審議会・懇談会の答申、建議、提言などが先導し施策に結びつき、順調に支援策を推進してきたといえる。

生涯学習が教育行政に本格的に登場して20年あまり、各自治体は講座の開設やサークルへの施設の貸出など、学習の場を提供するとともに学習情報提供や学習相談などの事業を展開している。

一方、単発的な講座でなく、「単位制」をとる高齢者大学や市民大学を設置したり、地元の大学などの教育機関と連携した公開講座も数多く開催されている。複数の大学と連携し、体系的に学べるシステムをとっている自治体もあり、教育機関との連携も多様化している。また、IT機器を活用した「E-カレッジ」を導入し、時間や場所にもとられない学習システムを大学と協働で開発している自治体もある。

また、カレッジ方式の市民大学においては、自治体の範囲を越えて実施したり、首長部局（福祉・労働など）の「生涯学習」事業（保健所で行われている啓発教育など）や地域の大学講座、場合によっては区市町村教育委員会の学級・講座との相互乗り入れなども行ないながら実施している例もある。

このようなボーダレス現象は、学ぶ側から言えば、学習内容が多様化することによるメリットがあり、主催する側からは、参加者の増加や講師確保と言う意味ではうまく機能している。

しかし、課題もたくさん存在している。まず①どこの地方公共団体も財政的には厳しい状況の中での苦しい運営を余儀なくされている現状がある。社会教育や生涯学習の場においても、参加費用や学習施設の有料化といった受益者負担の原則は、例外なく存在している。教えるのも学ぶのも応分の負担をするのがこれから

必要なルールであろう。また②事業実施にあたっての効果測定や事業評価など行政の環境も大きく変化している。社会状況の変化や住民意識や視点に沿った事業執行がより一層求められている。そして、③これからの事業運営には「自己決定」、「自己責任」、「自己負担」といったキーワードが行政にも住民にも重い課題としてあるのではないだろうか。

さらに④これまで、大学などの教育機関は自ら、生涯学習機能をもちつつ、地元などの自治体との連携として公開講座など積極的に展開してきている。今後、少子化が進むなか、大学等側には経営上の問題や大学の自治という内包する問題があり、行政側からは共同実施している事業としての時代的意味が問われてきている。

このように「生涯学習」を支えている機関が抱える一種の内部事情による課題に関わりなく、住民の学習意欲は、いよいよ高まっており、学習成果の活用についても大変意欲的である。

このような状況のなか、自治体は教育行政を行う上でどのような支援策を今後展開していくことが求められているのだろうか。

そこで、学習の目的を個人の欲求を満たすことに求めるのでなく、地域活動への参画、地域コミュニティ活動への還元を学習活動の目的とする考え方が新たに注目されている。この考え方は、東京都生涯学習審議会の第3期、第4期答申として提案され、生涯学習をめぐる大きな課題として、施策の展開に今後影響を与えるものであることから答申内容を以下に記述して、この章を締めくくりたい。

「東京における社会参加と生涯学習」から

平成12年5月東京都生涯学習審議会建議

第2章 都民の地域社会づくりへの参画と生涯学習

3 地域社会づくりへの参画と学習

住民の自主的な社会参画の活動が展開され、推進されることにより、住民による地域社会づくりが実現していくのであるが、

住民には社会参画するための力が必要となる。また、住民個人や自主グループなどが、行政、学校、企業などと対等な立場で連携していくための力も必要になってくる。

住民の中には「これまで身につけてきた知識や技術、経験を地域活動に生かしたい」、「学んだ成果を発表し、地域に役立てたい」というように学習の成果を社会参画に生かしたいという要求が生まれている。地域社会づくりへの参画がなされていく中で、多くの課題に直面し、新たな学習ニーズが発生する。こうした学習と地域社会での活動が繰り返されることにより、住民の力は発揮され高まっていく。

4 生涯学習の推進と行政の役割

行政は、住民が社会に参画する力をつけるための学習環境を整備するために、学習活動や地域活動にかかわっている活動団体、行政、学校、企業などが連携するシステムをつくる必要がある。それぞれの機関との役割分担の中で、行政の担うべきことは、主として学習相談を含めた総合的な情報提供のしくみづくりと、生涯学習社会を築いていくための人材育成とその確保である。

行政は、住民の学習支援のためのシステムづくりを中心に行うとともに、直接、住民を対象として担わなければならない領域がある。ひとつには、社会参画につながる問題発見・解決型の学習や学習成果の活用を見込んだ学習で内容に社会性・公共性・緊急性のあるもの、例えば、社会福祉、環境や災害対策の問題、ボランティアの養成などがある。さらに、学習機会に恵まれていない人々、例えば、経済的な理由や病気・障害などで生涯学習への参加が困難である人、日本で生活を始めてまもない在住外国人、その他置かれている状況により生涯学習の機会を得ることが難しい人に、生涯学習の場を提供することである。

「地域における『新しい公共』を生み出す生涯学習の推進」
担い手としての中高年代への期待～
平成14年12月東京都生涯学習審議会答申

第4章「新しい公共」を生み出すための生涯学習施策

1 これからの生涯学習振興行政に求められるもの

(1) 生涯学習施策の変化

東京都における生涯学習振興行政は、「都民が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価されるような豊かな生涯学習社会を築いていく」（「第1期東京都生涯学習審議会答申」平成6年）ことを目標に施策を展開してきた。

「生涯学習」という考え方は広く都民に定着し、都民の自発的意思による主体的な学習活動は、区市町村における諸施策の整備や民間生涯学習機関等の多彩な事業展開により、一定程度の量的かつ質的な充実を遂げてきた。

これまでの生涯学習振興行政は、生涯を通じたライフステージ別の課題への対応を中心とした個人の文化・教養的学習ニーズが充足させる学習機会の提供に重点が置かれてきた。しかし、地域の連帯意識の希薄化や教育力の低下が指摘されている今日、社会性・公共性のある課題に対する地域の取組という点で、スポーツ行政を含む総合的な生涯学習施策の展開が必ずしも十分、図られてこなかった。

もちろんこのことは、個々人が学ぶ自由や学ぶことの価値を否定するものでない。昨今の時代状況に照らして生涯学習振興行政が力を入れるべき点が、学習スタイルを「参加から参画へ」と進め、学習の成果を生かして積極的に地域コミュニティ活動に住民が関わっていく取組を支援することにあるという意味に他ならない。

(2) 「地域をつくる学び合い」の支援

これからの生涯学習振興行政に求められるのは、地域住民が主体的に「新しい公共」を生み出すための学習、言い換えれば「地域をつくる学び合い」を支援するという視点である。

「地域をつくる学び合い」とは、地域の人々が直面する共通の課題に対し、主体的に学び、協働して課題解決に取り組むことを通じて、「新しい公共」すなわち地域住民の生活を取り巻く社会システムの変革を進め、多様かつ豊かな生活を実現する営みにほかならない。

近年、地域における安全・安心のまちづくりや環境リサイクル活動など、住民が主体的に取り組んでいる多様な地域コミュニティ活動には目を見張るべきものが多い。その中に「地域をつくる学び合い」の胎動をみることができる。これらの活動を展開する人々との情報交換や交流といったネットワークづくりを進めることを通じ、地域を舞台にした「新しい公共」のシステムづくりを住民とともにめざしていくことが望まれる。

今回、本審議会が提案する「地域をつくる学び合い」は、人々が生活を営む場所である「地域」を舞台として協働のシステムを構築することである。例えば、これまで、ともすれば教育の問題を学校だけの問題として考える傾向があり、家庭、学校、地域が一体となって青少年の育成に取り組む視点が見失われがちであったといわれている。そうした中で教育の問題を学校教育だけの問題にとらえるのではなく、地域全体の問題と位置づけ、生活の場である「地域」から教育のあり方を問い直すこと、いわば、学校教育や社会教育の場だけでない「第三の教育の場」を創出することにもつながると考えられる。学校は、家庭と地域との連携を一層深めるとともに、社会教育行政は「地域教育」の視点から成人の学習と青少年教育をコーディネートすることが求められている。

地域を中心に協働システムを構築することは、様々な人々が、あるいは、子どもと大人が世代を越えて結びつく新たな場とし

くみをつくることである。会社人間と言われてきた人たちが地域での活動を通じて、多様な生活者と出会い、高齢者や障害者、在住外国人とともにいきっていくことの意味を知ることのできる場をつくることでもある。これからは、グローバルな視点に立ちつつ、自分たちが生活する身近な地域で「新しい公共」を生み出す活動をする人材が成長するシステムを作っていくことが生涯学習振興行政に課せられた大きな課題である。

(3) 区市町村の役割

新しい公共を生み出す「地域をつくる学び合い」の舞台は「地域」であり、その支援策の展開にあたっては、住民に身近な区市町村が第一次的な役割を担うこととなる。地域の課題は様々な要因が複雑に絡んでおり、地域に根ざした活動は、複合的なテーマに取り組むことが多い。行政も部局横断的に支援できる体制づくりが求められる。

都内の市町村には、地域の課題解決に向けた独自の施策を積極的に展開しているところもある。これらの動きを生かし、直接的に住民とかかわりを持つ基礎的自治体として、公民館等施設の設置・運営、成人・高齢者等を対象とした各種学級・講座の開設、地域活動団体等への指導・助言、地域の人々の学習活動を促進するための情報提供等を行うことが望ましい。

※「新たな『公共』」中央教育審議会答申平成14年7月から「個人や団体が地域社会で行うボランティア活動やNPO活動など、互いに支えあう互恵の精神に基づき、利潤追求を目的とせず、社会的問題の解決に貢献する活動が従来の『官』と『民』という二分法では捉えきれない、新たな『公共』のための活動というべきものとして評価されるようになってきている。」

※ここでいう「地域コミュニティ」とは「地域を基盤とし、地域づくりに関心のある人によって形成されるコミュニティを意味し」これまでの地縁的關係だけでなく、目的やテーマによる関心に基づいてつくられる集団の機能も包含した、より開かれた新しいコミュニティと位置づけられた。

生涯学習に関する動き

	国の動き他	都の動き	板橋区の動き
昭和40年 (1965)	○ユネスコ第3回成人教育推進国際委員会 ボール・ラングランが「永続教育」を提唱（ユネスコの英訳は「生涯教育」）		
昭和42年 (1967)	○上記邦訳を渡辺野実が発表（これが日本で初めて体系的に紹介したものであると言われている。） ○ユネスコ国内委員会「社会教育の新しい動向」 ○社会教育審議会「父母と先生の会のあり方について」		
昭和45年 (1970)	○国際教育年		
昭和46年 (1971)	○社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方について」 ○中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充・整備のための基本的施策について」		
昭和49年 (1974)	○社会教育審議会建議「在学少年に対する社会教育の在り方について—家庭教育、学校教育と社会教育との連携—」		
昭和50年 (1975)	○国際婦人年(翌年から1985年まで国際婦人の10年)		
昭和51年 (1976)	○ユネスコ第19回総会「成人教育の発展に関する勧告」ナイロビ		
昭和54年 (1979)	○国際児童年		
昭和55年 (1980)		○マイタウン構想懇談会コミュニティ部会報告にはじめて「生涯教育」と言う言葉が都政の中で用いられた。	
昭和56年 (1981)	○国際障害者年（～1992年：10年） ○中央教育審議会答申「生涯教育について」○放送大学学園法施行		
昭和57年 (1982)		○東京都社会教育委員の会議（第15期）助言「ともに生きるための生涯学習をめざして」	
昭和58年 (1983)	○放送大学開始	○「生涯学習-参加と不参加のメカニズム(都民の生涯学習需要調査報告)」報告 ○東京都生涯教育推進懇談会設置	
昭和59年 (1984)	○臨時教育審議会設置	○東京都社会教育委員の会議（第16期）助言「生涯学習情報システムの確立について」○東京都生涯教育推進懇談会報告「東京における生涯教育の推進について」	
昭和60年 (1985)	○第4回ユネスコ国際成人教育会議「学習権宣言」国際青年年 ○放送大学学生受入・授業開始 ○臨時教育審議会第一次答申	○東京都生涯学習推進本部（本部長：知事、事務局長：教育長）東京都生涯学習推進計画の策定方針の決定	
昭和61年 (1986)	○臨時教育審議会第二次答申 ○社会教育審議会社会教育施設分科会報告「社会教育施設におけるボランティア活動の促進について」	○東京都社会教育委員の会議（第17期）助言「地域の活性化と社会教育の役割について」 ○東京都生涯学習推進懇談会第2次報告「東京における生涯教育の推進のための学校教育について」	
昭和62年 (1987)	○臨時教育審議会第三次答申 ○社会教育審議会報告「生涯学習とニューメディア」 ○臨時教育審議会第四次答申（最終） ○閣議決定「教育改革に関する当面の具体化方策について（教育改革推進大綱）」	○「東京都生涯学習推進計画」策定 ○都政モニターアンケート「生涯学習」「生涯スポーツ」集計結果報告 ○東京都生涯学習情報システム」基本計画策定	

昭和63年 (1988)	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育審議会中間報告「新しい時代(生涯学習・高度情報化時代)に向けての公民図書館の在り方について」 ○社会教育審議会社会通信教育分科会「新しい時代に向けての社会通信教育の在り方」 ○社会教育局を「生涯学習局」に改組 ○総理府「生涯学習に関する世論調査」 ○建設省「生涯学習のむら」整備推進事業開始 ○教育自書「我が国の文教政策-生涯学習の新しい展開」 	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都社会教育委員の会議(第18期)答申「東京都のこれからの社会教育と青少年教育施策について」 ○「生涯学習情報システム(教育庁)」「文化情報システム(生活文化局)」「都政情報システム(情報連絡室)」の3システムを統合し都民情報システムとして共同開発 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会事務局生涯学習推進担当副室設置 ○「生涯学習ガイド・地域学習マップ」第1回発行 ○「板橋区民の文化・学習・スポーツについてのアンケート調査」実施
平成元年 (1989)	<ul style="list-style-type: none"> ○全国生涯学習フェスティバル第1回開催(千葉県) 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育庁生涯学習推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○板橋区生涯教育懇談会報告書「豊かな生涯学習社会を目指して-板橋区における生涯学習振興方針に関する提言」 ○区立小中学校公開講座開設 ○「板橋区民の文化・学習・スポーツについてのアンケート」調査報告書発行 ○「生涯学習ガイド」「地域学習ガイド」第2回発行
平成2年 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> ○中央教育審議会答申「生涯学習の基礎整備について」 ○生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(生涯学習振興法)成立 ○生涯学習審議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育庁社会教育局を「生涯学習部」に改組 ○東京都社会教育委員会会議第19期助言「子どもが主体的に育っていくための環境づくり社会教育の役割」 ○東京芸術劇場開館 	<ul style="list-style-type: none"> ○板橋区生涯学習推進会議報告書「生涯学習振興に関する提言」 ○板橋区生涯学習推進本部設置(本部長:助政、副本部長:教育長) ○推進本部幹事会、推進連絡会開催 ○推進本部P設置 ○「生涯学習ガイド」「地域学習ガイド」第3回発行 ○生涯学習マスコット募集「アミュー」決定 ○板橋区生涯学習推進懇談会設置
平成3年 (1991)	<ul style="list-style-type: none"> ○国際歳字年 ○文部省告示「生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準」 ○中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」 ○通産省産業構造審議会に「生涯学習振興部会」を設け ○生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会「公民館の整備・運営の在り方について」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「とみん情報システム(愛称:とみんず)」が稼動 ○都民カレッジ開設 ○東京都生涯学習情報センター開設 ○東京都生涯学習推進本部の名称を「東京都生涯学習推進本部」に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ○「学習情報検索システム」稼動 ○推進本部推進連絡会開催プロジェクトチーム検討報告 ○推進本部幹事会開催○推進本部開催 ○生涯学習アドバイザー設置 ○生涯教育推進担当副室を「生涯教育推進担当副参事」に名称変更 ○「生涯学習ガイド」「地域学習ガイド」第4回発行 ○生涯学習推進月間の実施、月間テーマ「私たちの暮らしを守る環境を考える」 ○講座の録音・録画テープの貸出に関する実施要綱制定
平成4年 (1992)	<ul style="list-style-type: none"> ○総理府「生涯学習に関する世論調査」 ○社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議最終報告「社会の変化に対応した新しい学校運営等のあり方について」 ○青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議審議のまとめ「休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について」 ○生涯学習審議会社会教育分科会教育メディア部会報告「新しいメディアを活用した視聴覚教育の展開について」 ○生涯学習審議会社会教育分科会審議会報告「社会教育委員制度について-社会教育委員及び同委員の会議の活性化について-」 ○生涯学習審議会図書館専門委員会報告「公立図書館の設置及び運営に関する基準について」 ○生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」 ○通産省産業構造審議会生涯学習振興部会報告「生涯学習社会及び生涯学習の振興方策のあり方について」 ○学校週5日制の実施(月1回第2土曜日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成3年度第6回都政モニターアンケート「生涯学習」集計結果報告 ○東京都生涯学習審議会条例施行 ○東京都生涯学習審議会設置・諮問「これからの社会を展望した東京における生涯学習の総合的な振興方策について」 ○東京都社会教育委員の会議(第20期)助言「社会教育の活性化とボランティア活動」 	<ul style="list-style-type: none"> ○板橋区生涯学習関連事業講師・指導者名簿「生涯学習情報ガイド」発行 ○社会教育課に生涯学習係新設 ○教育委員会事務局生涯教育推進担当副参事の廃止 ○板橋区生涯学習推進懇談会報告書「地域に開放されるべき学校施設のあり方について」 ○「生涯学習ガイド」「地域学習ガイド」第5回発行 ○生涯学習月間に実施 月間テーマ「わがまち板橋を知る」 ○生涯学習アドバイザー派遣事業開始
平成5年 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習審議会(第2期)発足 ○余裕教育活用指針の策定 ○総理府「生涯学習とボランティア活動に関する世論調査」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京における生涯学習の実態調査」報告書 ○「とみん情報システム(愛称:とみんず)」の指導者・講師データベース稼動 	<ul style="list-style-type: none"> ○「生涯学習ガイド」「地域学習ガイド」第6回発行 ○「まちかどキャラクター」事業開始 ○生涯学習月間 月間テーマ「健康と福祉-すこやかな心とからだでのちのちをつくり」 ○区民セミナー「一時保育者養成講座」開催

<p>平成6年 (1994)</p>	<p>○国際家族年 ○総務庁「青少年のボランティア活動に関する調査」 ○生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会報告「学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について-新たな連携・協力システムの構築を目指して-」 ○「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議」審議のまとめ</p>	<p>○「東京における生涯学習の実態調査-企業と生涯学習の関わりに関する調査」報告書 ○「東京における生涯学習の実態調査-外国人の生涯学習活動の実態調査」報告書 ○東京都生涯学習審議会答申「これからの社会を展望した東京における生涯学習の総合的な振興方策について」</p>	<p>○「一時保育登録要綱」策定 ○「学習援助者派遣要綱」策定 ○板橋区生涯学習推進懇談会報告書「だれでも学べる環境づくりをめざして」 ○区民ゼミナール「要約筆記奉仕員養成講座」開催 ○「生涯学習ガイド」第7回発行 ○生涯学習月間 月間テーマ「家族」</p>
<p>平成7年 (1995)</p>	<p>○生涯学習年、大衆教育のための国連10年～2004年 ○マルチメディアの発展に対応した文教施策の推進に関する懇談会審議のまとめ「マルチメディアの発展に対応した文教施策の推進について」 ○生涯学習審議会(第3期)発足 ○生涯学習審議会社会教育分科審議会教育メディア部会報告「時代の変革に対応した地域における教育メディア利用の推進体制の在り方について」 ○高齢社会対策基本法</p>	<p>○東京都現代美術館開館 ○東京都生涯学習審議会(第2期)発足 ○第19期東京都産業教育審議会答申「生涯学習社会二層化する職業教育の在り方について」</p>	<p>○区主催事業における一時保育集中管理を開始 ○「生涯学習ガイド95」発行 ○生涯学習月間 月間テーマ「伝統と文化～ともに学び、ともに創る」</p>
<p>平成8年 (1996)</p>	<p>○国際貧困根絶年 ○生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」 ○生涯学習審議会社会教育分科審議会報告「社会教育主幹常設化及び司書の養成、研修等の改革方策について」 ○中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」 ○青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議報告「青少年の野外教育の充実について」 ○総務庁「生涯学習の振興に関する調査結果に基づく報告」</p>	<p>○東京都社会教育委員の会議(第22期)助言「新しい青少年社会教育施設ユースプラザのあり方」 ○東京都生涯学習推進計画評価のまとめ ○東京都生涯学習審議会(第2期)中間建議「東京における生涯学習支援のためのネットワークの構築とその拠点としてのネットワークセンターの整備について」 ○東京都生涯学習センター条例制定</p>	<p>○「生涯学習マップ(平成7・8年度版)」発行 ○推進本部、幹事会、連絡会開催 ○生涯学習ガイド96」発行 ○生涯学習月間 月間テーマ「いきいき「いたばし」再発見」</p>
<p>平成9年 (1997)</p>	<p>○ユネスコ第5回国連成人教育会議「ハンプブル宣言」「未来へのアクション」を採択 ○主要国首脳会議「教育に関するケルン宣言」 ○教育改革プログラム ○生涯学習審議会(第3期)審議の概要「生涯学習の成果を活かすための方策について」 ○全国生涯学習情報センター機能に関する調査報告協力者会議審議のまとめ「都道府県生涯学習情報提供システムの高次元化方策について」 ○中央教育審議会第二次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」 ○生涯学習審議会(第4期)発見 ○地域における生涯学習システムに関する研究開発報告書「地域における生涯学習システムの整備について」 ○教育改革プログラム(改定)</p>	<p>○東京都生涯学習情報センターを「東京都生涯学習センター」として東京国際フォーラム内に開設 ○とうきょうまなびプラン97(東京都生涯学習推進計画)策定 ○東京都社会教育委員の会議(第22期)助言「生涯学習社会における社会教育主事のあり方について」 ○生涯学習審議会(第2期)建議「交流・参加型学習のためのネットワークづくり」</p>	<p>○社会教育課を生涯学習課に名称変更 ○生涯学習係を生涯学習推進係に名称変更 ○「97いたばし学習・スポーツガイド(前期号)」発行 ○「97いたばし学習・スポーツガイド(後期号)」発行 ○推進本部連絡会議開催</p>
<p>平成10年 (1998)</p>	<p>○教育行政機関と民間教育事業との連携方策に関する調査報告協力者会議報告「教育行政機関と民間教育事業との連携の促進について」 ○教育改革プログラム(改定) ○生涯学習審議会社会教育分科審議会教育メディア部会報告「マルチメディアの活用による学習形態の有効活用と学習形態の多様化について」 ○中央教育審議会答申「新しい時代を拓く心を育てるために-次世代を育てる心を失う危機-」 ○生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方について」 ○中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」 ○生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書専門委員会報告「図書館の情報化の必要性とその推進方策について-地域の情報化推進拠点として-」</p>	<p>○東京都生涯学習審議会(第3期)発足 ○東京都文化財保護審議会建議「21世紀を展望した文化財行政のあり方について」</p>	<p>○生涯学習アドバイザー制度の廃止 ○「98いたばし学習・スポーツガイド(春夏号)」発行 ○「98いたばし学習・スポーツガイド(秋冬号)」発行</p>

<p>平成11年 (1999)</p>	<p>○国際高齢者年 ○男女共同参画社会基本法施行 ○生涯学習審議会答申「生活体験・自然体験が日本の子どもたちの心を大きく育む」 ○生涯学習審議会答申「学習野成果を幅広く生かす生涯学習の成果を生かすための方策について」 ○社会教育法、博物館法、図書館法改正 ○青年学級振興法の廃止 ○教育プログラム改訂 ○バーチャル・エージェンシー「教育情報化プロジェクト」報告</p>	<p>○東京都社会教育委員の会議(第23期) 助言「中・高校生世代に焦点をあてた社会教育施策のあり方について」 ○東京都生涯学習推進本部を「東京都生涯学習協議会」に改組 ○「心の東京都革命」推進に向けた取組方向策案を発表</p>	<p>○「99いたばし学習・スポーツガイド(春夏号)」発行 ○「99いたばし学習・スポーツガイド(秋冬号)」発行 ○板橋区生涯学習推進懇談会報告書「区民の多様なニーズに対応した学習支援のあり方について」 ○推進本部開催 ○推進本部幹事会、推進連絡会検討部会開催</p>
<p>平成12年 (2000)</p>	<p>○中央教育審議会「少子化と教育について(報告)」 ○生涯学習審議会中間のまとめ「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」 ○生涯学習審議会答申「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」 ○生涯学習審議会社会教育分科審議会図書館専門委員会報告「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基盤について」 ○生涯学習審議会社会教育分科審議会報告「家庭の教育力の充実のための社会教育行政の体制整備について」 ○地域電子図書館構想検討協力者会議報告「2005年図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～」 ○中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について(審議のまとめ)」 ○教育改革国民会議報告</p>	<p>○東京都生涯学習審議会(第3期) 建議「東京における社会参加と生涯学習」 ○多摩ユースプラザ(仮称)の基本構想策定 ○「心の東京プラン」「心の東京革命教育推進プラン」を策定</p>	<p>○推進本部開催、推進本部連絡会検討部会開催 ○生涯学習推進懇談会設置要綱改正 ○生涯学習出前講座の実施に向けた事前調査「01いたばし学習・スポーツガイド(春夏号)」発行 ○「01いたばし学習・スポーツガイド(秋冬号)」発行 ○板橋区生涯学習で前講座実施要綱施行</p>
<p>平成13年 (2001)</p>	<p>○国際ボランティア年 ○国連国際対話年 ○人権主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動因の国際年 ○「文部省」を「文部科学省」に、「生涯学習局」を「生涯学習政策局」に改組 ○21世紀教育新生プラン ○文部科学省「幼児教育振興プログラム」策定 ○IT高度技術講習の実施 ○ものづくり教育・学習に関する懇談会報告「若年者に対する熟練技術者によるものづくり教育・学習の在り方について」 ○社会教育教育法、学校教育法、地方教育行政法の改正 ○公立図書館の設置及び運営上の望ましい基盤 ○教育情報ナショナルセンターのサイト開設</p>	<p>○東京都生涯学習審議会(第4期) 発足「これからの都市社会における中高年代の社会参画」 ○東京都大学改革基本方針 ○東京都における生涯学習の実態調査「子育て中の女性の意識と学習支援のあり方に関する調査」 ○五市市青年の家廃止 ○東京都社会教育委員の会議(24期) 助言「子育てパートナー構想の提案～家庭と地域の教育力回復を図る社会教育行政の新たな役割」</p>	<p>○「01いたばし学習・スポーツガイド(春夏号)」発行 ○「01いたばし学習・スポーツガイド(秋冬号)」発行 ○板橋区生涯学習推進懇談会「区民のIT学習と生涯学習施策のあり方」審議</p>
<p>平成14年 (2002)</p>	<p>○中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動推進方策等について」</p>	<p>○東京都生涯学習審議会(第4期) 中間のまとめ「これからの都市社会における中高年代の社会参画について～『新しい心』の創造とコミュニティづくりの視点から」 ○東京都生涯学習センター、八王子・青梅・狭山・武蔵野青年の家廃止、東京都近代文学館廃止 ○東京スポーツビジョンの策定 ○東京都生涯学習審議会(第4期) 答申「「地域における新しい公共」を生み出す生涯学習の推進～担い手としての中高年代への期待」</p>	<p>○「02いたばし学習・スポーツガイド(春夏号)」発行 ○「02いたばし学習・スポーツガイド(秋冬号)」発行 ○板橋区生涯学習推進懇談会「区民のIT学習と生涯学習施策のあり方」答申 ○推進本部開催 ○教育人材バンク作成 ○いきいき寺子屋事業開始</p>
<p>平成15年 (2003)</p>	<p>○中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画の在り方について」</p>	<p>○都立夢の島体育館廃止 ○心の東京革命教育推進プラン～これからの取り組みと今後の方向性について～ ○東京都子ども読書活動推進計画策定 ○「東京スポーツ文化館」の名称決定・利用開始 ○多摩スポーツ開館廃止 ○東京都生涯学習審議会(第5期) 発足「子ども・若者の「次代を担う力」を育むための教育施策のあり方について」～社会教育行政の再構築に向けて～</p>	<p>○「03いたばし学習・スポーツガイド(春夏号)」発行 ○「03いたばし学習・スポーツガイド(秋冬号)」発行 ○「生涯学習サークル学習ガイド」発行 ○「家庭教育講座」開始</p>

<参考文献>

- ・生涯学習時代の教育と法規(ミネルヴァ書房)
- ・生涯学習と自己実現(財団法人 放送大学教育振興会)
- ・事業概要平成16年度版(東京都教育庁生涯学習スポーツ部)

2. 板橋区における生涯学習の取り組みの変遷と現状

(1) 板橋区における生涯学習の取り組みの変遷

昭和24年に社会教育法が成立したことを受け、板橋区では昭和27年の教育委員会発足と同時に社会教育課を設置し、翌28年、志村第五小学校内での「青年学級」開設を機に、板橋区における社会教育行政の本格的な取り組みが始まった。

「青年学級」とは、勤労に従事し、又は従事しようとする青年に対し、実生活に必要な職業又は家事に関する知識及び技能を修得させ、並びにその一般教養を向上させることを目的として、区市町村が開設した事業である。

昭和20年後半から昭和30年代にかけての高度経済成長期には、地方の農村部から中学校を卒業したばかりの若者たちが多数上京、「金の卵」として就職する状況があった。中小企業が多く、工場などの就労の場があった板橋区でも、多くの若年労働者が集まり、住み込みで働く者も見られ、「青年学級」には多くの参加者があった。

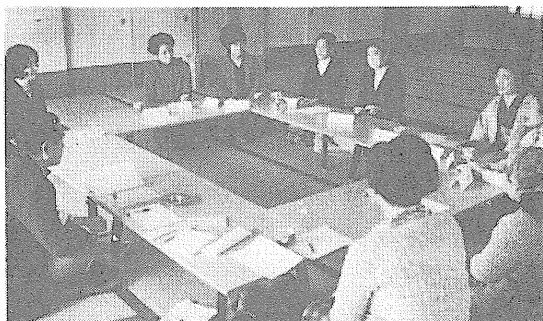


青年学級の様子

また、区が主体の「青年学級」と併せて、町会・自治会が中心となって「青少年対策地区委員会」を組織し、働く青年たちを対

象とした余暇活動などを実施し、区が経費の一部を負担するようになった。これは、戦後の混乱期から高度経済成長期にかけて、社会経験の未熟な地方の若者たちが、都会で孤立し、また、不健全な生活に陥らないよう、地域で見守り、導く意義をもっていた。

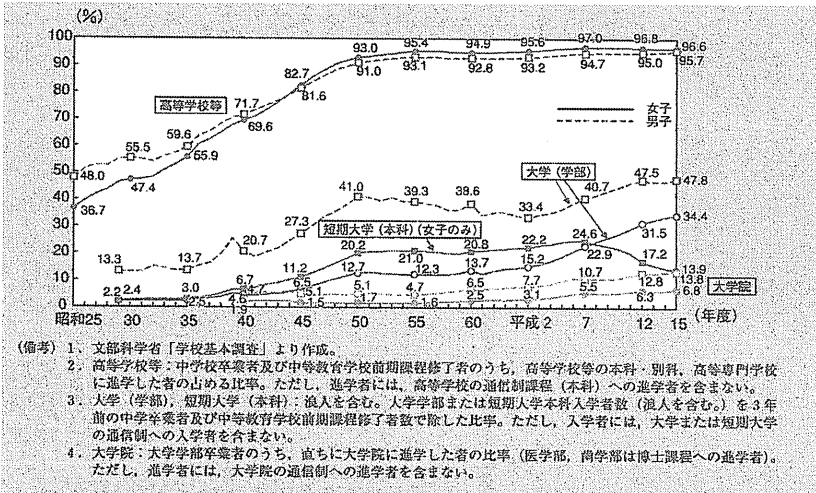
また、昭和30年代に入ると、それまで女性の学習機会が十分に保障されていなかったことへの反省から、昭和32年「婦人学級」が開設され、次第に多くの女性が参加するようになった。



婦人学級自主グループの学習

「学校基本調査（文部科学省）」によれば、昭和30年当時、女性の高等学校等への進学率は47.4%、義務教育のみで学校教育を終える者が未だ半数を超えていた。戦後、法的な家長制度が崩れたとはいえ、根強く男女の性別役割分担意識や男尊女卑の意識が残る中で、「女に学問は不要」と考える家庭も少なくなかった時代である。

「婦人学級」により知識を増やし、仲間を作り、学ぶ喜びを知った女性たちは、学級を終了した後に多くの自主グループを立上げ、活動するようになった。教育委員会も、そうした団体に対する支援に取り組むようになった。



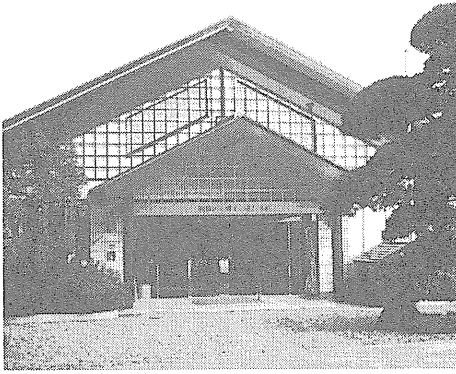
学校種類別進学率の推移（内閣府編 平成16年度版男女共同参画白書より）

板橋区では、高島平地区を除いて、昭和30年代にはほぼ区立学校施設の整備が一段落し、続いて社会教育施設の整備が進められるようになった。

昭和38年に青年館、同44年には社会教育センターを開設し、区民のグループ・サークル活動の拠点として利用されるようになった。昭和49年には両施設の役割を引き継ぐかたちで、大原に社会教育会館が新設された。昭和59年には、成増にも社会教育会館を開設して区民の学習意欲の高まりに応え、自主的な学習活動を支援していった。

また、昭和47年に郷土資料館、同54年には特別区で初めてとなる美術館を開設し、区民の学習環境の整備を図っていった。

昭和60年代に入り、区民が実行委員となって実施する「女性のつどい」や社会教育会館での「区民創作講座」など、各種事業の企画・運営に区民が携わり、さらに区民同士が学びあう「相互学習」の形態も定着してきた。



郷土芸能伝承館



社会教育施設のパフレット

また、平成に入ると、「環境リーダー養成講座」や「ヘルパー養成講座」を終了した区民が、地域活動のリーダー、或いは行政に代わる区民サービスの担い手として活躍するようになり、実質的な区と区民との協働が進んできている。

一方、大学等の教育機関との連携により、大学が持つ人材が活かされ、「公開講座」や「エクステンションセンター」を通じて専門知識が区民に提供される仕組みができていった。

こうして、学校教育を補完するものとして、主に若年労働者を対象として始まった板橋区の社会教育は、現在、子どもから高齢者に至るまで、幅広い区民を対象にして、生涯学習の取り組みとして発展してきている。

(2) 板橋区の生涯学習に関する検討と方向性

これまで板橋区では、区長に対して生涯学習の取り組みに関する提言を行う機関として、昭和63年「板橋区生涯教育懇談会」、平成元年「板橋区生涯学習推進会議」、翌2年「板橋区生涯学習推進懇談会」を設置してきた。

平成11年7月には、板橋区生涯学習推進懇談会から、区民の多様なニーズに対応した学習支援のあり方について、次のような内容の報告が出されている。(内容の一部を要約)

1. 学習情報の提供と相談の充実

- ・新たに学習を始めようとする区民が情報を得て、自分の希望に沿ったものを選択することを支援するために、情報提供と相談機能を充実させていくことが課題。
- ・個々人の学習に対する希望は多岐にわたるものであることを念頭において、単なる区の事業紹介に終わらない情報提供や相談のための体制を整えていくことが必要。
- ・区民が主体的な学習活動に取り組むために、区民同士がお互いに学び合えるような環境を醸成することが、行政に求められる重要な役割の一つ。学習情報の提供や相談事業を拡充する際にも、単に区の主催事業の案内に止まらず、区民同士をつなぐような視点に立つ支援を意識的に行うべき。

<提言>

- ①社会教育会館に「学習情報提供・相談コーナー」を設置する。
- ②ホームページによる学習情報の提供と相談の機会を設ける。
- ③相互学習を奨励するために学習団体の情報公開を促進する。
- ④「ボランティア学習コーナー」を設置する。
- ⑤区民による「施設だより」等の作成・発行を支援する。

2. よりよい学習成果の評価と活用

- ・区が直接に「評価」や「活用」の手立てを講じるといったことに主眼を置くのではなく、区民が学んだ成果を地域で共有できるような環境作りを中心課題に据えて検討。
- ・学ぶことが、区民の自己実現と、地域における区民同士の豊かな関係を育てていくことの支援になるよう、そのあり方を検討。

- ・さまざまな団体が、自身の活動を「開いていく」ことを奨励し、団体と個人或いは団体間の接点をつくり出し、区民が相互に学び、学んだことを地域で活用しあえるような環境をつくり出すきっかけとなることを期待。
- ・学習機会を得られた成果を何らかの形で、参加していない区民とも共有できるような機会を増やしていく努力も必要。

<提言>

- ①同種目を学習する複数の団体による企画・運営事業の拡充
- ②学習成果発表機会への区民の主体的参加の促進
- ③学習団体との共催事業の実施
- ④学習団体による独自の教材づくり
- ⑤講座等の企画・運営に区民が参加する機会の増設
- ⑥地域で学校を支援する活動の促進
- ⑦登録一時保育者の学習援助機会の拡大

3. 学習機会提供の充実をはかるために

- ・多様化した学習ニーズに応じていくためには、あらゆる領域にわたる学習機会の提供がもとめられることになろうが、区が講座などを直接に行っていくことには限界がある。
- ・区が果たすべき役割を精選し、他の諸機関との連携についても、その充実策を検討すべき。
- ・母子保健や防災関係、消費生活など、区民生活に関わる分野についての学習機会は、区が直接に責任を持ち、今後とも拡充しなければならない。
- ・学習機会を拡充していくためには、できる限り区民の学習要求を反映させるような方策を取り入れることが必要。
- ・区として個々の区民の希望する学習内容に逐一応じていくことは難しいが、個々の区民が、自らの学習についての希望を実現しうるようなサークル等での活動を支援していく

ことで、間接的に、個々の要望に応じることは可能。

<提言>

- ①全庁的組織である生涯学習推進本部の組織を活かした新たな事業展開への取り組み
- ②区職員による「出前講座」の実施
- ③区と区民との協働による「ボランティア学習」の充実
- ④区民の学習機会に協力可能な人材の登録制度
- ⑤サークル支援のための「保育室」の設置
- ⑥新規に学習団体を結成しようとする人たちへの支援

(3) 高齢社会時代の生涯学習と「板橋グリーンカレッジ」

前述のように、学校教育等を十分受けることが出来なかった青少年や女性への補完的な教育から始まった板橋区の生涯学習であるが、現在では、対象となる区民は小学生から高齢者まで、内容も教養、芸術、スポーツ等幅広くなっている。中でも、毎回募集定員を超える応募者を集め、好評を得ているのが、高齢者大学校「板橋グリーンカレッジ」である。

「板橋グリーンカレッジ」は、高齢者のライフスタイルの変化や多様化・高度化する学習要求に応えるとともに、地域社会での活動メンバーとしての役割を担う力を習得することを目的として、平成6年に設置された。更に、平成16年には、卒業後の継続学習の意欲に応えることと、その意欲を地域社会での活動に活かすことに結びつけるということを目的として「板橋グリーンカレッジ大学院」が設置された。

「板橋グリーンカレッジ」および「同大学院」の内容概要は次の通りである。

	板橋グリーンカレッジ	板橋グリーンカレッジ 大学院
学長	板橋区長	同左
名誉学長	学識経験者必要に応じて学長職を代行	同左
教授	区内大学学長の推薦を受けた者	(要綱には規定なし)
事務局員	板橋区健康生きがい部 生きがい推進課職員	板橋区健康生きがい部 生きがい推進課職員 事務局長は健康生きがい部長
運営	教授と事務局で構成する運営協議会において協議された事項を学長および名誉学長の了承を得て行う	運営協議会における協議を経たうえで、学長の了承を得て行う
応募資格者	区内に在住するおおむね60歳以上の通学可能な者	板橋グリーンカレッジ卒業生あるいは、それに準ずる者とし、区内に在住するおおむね60歳以上の通学可能な者
入学定員	300人	1コース40人 ただし、事務局長は必要があると認めるときは、定員を変更することができる
入学決定	入学希望者を一般公募。定員を超える場合には抽選により決定。	入学希望者を一般公募。定員を超える場合には、選考により決定。
修学年限	2年	1年

履修方法および内容	<p>教養課程および専門課程をそれぞれ1年ずつ履修。</p> <p>(1)教養課程は、専門課程の前提となる基礎知識について講演会形式により年間20回(1回2時間)実施。</p> <p>(2)専門課程は、社会生活科、健康福祉科、文化科、文学科の4科とし、ゼミナール形式により、年間20時間(1回2時間)実施。専門課程は、4科のうち1科履修。卒業レポートを作成。</p>	<p>文化・文学・健康福祉・社会生活の各コースの中から1コースを選択し、1年履修する。</p> <p>(1)専攻コースとして、より専門的な知識の習得を図るため、演習形式の導入等により、原則として年間10回程度(1回について2時間)実施。</p> <p>(2)グループによるフィールドワーク(実地見聞、施設見学等)や討議を行い、最終回には、それぞれのグループによる、研究内容の成果を発表。</p>
受講料等	年間5,000円。教材等の実費は別途負担。	同左
その他	卒業生を対象とした聴講生制度有り。	



グリーンカレッジの学習風景

平成14年度の教養課程

各回月曜日、午前コース・10:00～12:00

午後コース・14:00～16:00

会場は、勤労福祉会館2階 グリーンカレッジ教室

1年目の教養課程では、専門課程履修の前提となる基礎的知識を学ぶため、いろいろな分野にわたる講義を受講しました。(午前コースも午後コースも同じ内容)

回	月日	テーマ	講師(敬称略)
1	4/22	高齢者の社会参加	実践女子短期大学教授 藺田 碩哉
2	5/13	民主政治	早稲田大学教授 内田 満
3	5/20	現代社会に生きる巡礼	早稲田大学教授 長田 攻一
4	5/27	星空鑑賞のすすめ	荒川区立教育センター職員 加藤 禎男
5	6/3	バイオエシックス	早稲田大学学講師 森川 功
6	/10		
7	/17	松尾芭蕉	松尾芭蕉記念館前所長 清水 孝平
8	/24	プラス思考と脳のメカニズム	メンタル・ヘルス国際情報センター 所長 小林 司
9	7/1	日本経済と金融	大東文化大学教授 高山 洋一
10	10/7	遊歴するご隠居	皇學館大学教授 川添 裕
11	/21	「国の力」とは何だろうか?	一橋大学名誉教授 田中 浩
12	/28		
13	11/11	遺伝子から探る日本人の起源	東京大学助手 針原 伸二
14	/18		
15	/25	週刊誌ブームの中の清張ミステリー	立教大学教授 藤井 淑禎

回	月日	テ ー マ	講 師 (敬称略)
16	12 / 2	頻発する介護保険がらみの悪質商法	弁護士 村 千鶴子
17	1 /27	愛と夢と勇気を育む健康なまちづくり	順天堂大学助教授 島 内 憲 夫
18	2 / 3	鳥たちの結婚	京都大学教授 山階鳥類研究所所長 山 岸 哲
19	/10	宗教と倫理	東洋大学名誉教授 平 野 耿
20	/17		

専門課程の学科選択

入学2年目の専門課程では、文化科・社会生活科・文学科・健康福祉科の4科目のうちから1科を選んで履修していただきました。

- ・文化科： 私たちの祖先が築き上げてきた文化を振り返ることにより、これからの人生をより豊かに過ごすためのヒントを見出すことをめざす。
- ・健康福祉科： 住み慣れたまちで、生涯にわたって自立した生活を送っていくために必要となる健康と福祉等についての多角的な知識の習得を図る。
- ・文学科： 古今東西の文学を通して作者の人生観や世界観に触れるとともに、作品中に描かれた人物の生き方の軌跡をたどり人間理解を深める。
- ・社会生活科： 地域社会の中で円滑な日常生活を送っていくために必要な知識を身につけるため、政治経済、社会制度等について幅広く学んでいく。

卒業レポートの作成

グリーンカレッジでは、入学2年目 専門課程の10月末までに「卒業レポート」を提出していただくことになっています。カレッジで受講した講義テーマについて論じたもの、カレッジでの1年半の全般的な感想を述べたもの、その他、皆さんの思いを率直に綴っていただいたものなど、おおむね 800字以内で書いていただきました。

この「卒業記念文集」は、皆さんからご提出いただいた「卒業レポート」をまとめたものです。

平成15年度の専門課程

会場は、勤労福祉会館2階 グリーンカレッジ教室

文化科 (各回水曜日、10:00～12:00)

回	月日	テ ー マ	講 師 (敬称略)
1	4 / 16	日本の鉄道はなぜ正確か？ ～“鉄道”から日本を探る～	経済ライター 三 戸 祐 子
2	/ 23		
3	5 / 7		
4	/ 14		
5	/ 21		
6	6 / 4	やさしい哲学入門	東洋大学名誉教授 平 野 耿
7	/ 11		
8	/ 18		
9	/ 25		
10	7 / 2		
11	10 / 22	英国文化を探る ～シャーロック・ホームズを通して～	メンタル・ヘルス国際情報 センター所長 小 林 司
12	/ 29		
13	11 / 5		
14	/ 12		
15	/ 19		
16	1 / 14	道と旅 ～日本の文化をさぐる～	旅の文化研究所所長 民族学者 神 崎 宣 武
17	/ 21		
18	2 / 4		
19	/ 18		
20	/ 25		

健康福祉科 (各回水曜日、14:00～16:00)

回	月日	テ ー マ	講 師 (敬称略)
1	4 / 16	食の安全を考える	NPO法人・日本子孫基金 消費生活アドバイザー 早 坂 由 美 子
2	/ 23		
3	/ 30		
4	5 / 7	住まいと地域のバリアフリー ～私たちに出来ること～	国際プロダクティブ・ エージング研究所所長 白 石 正 明
5	/ 14		
6	/ 21		
7	/ 28		
8	6 / 18	心と身体健康管理	東京女子医科大学 看護学部助教授 渡 辺 弘 美
9	/ 25		
10	7 / 2		
11	10 / 15	自由時間と人生のデザイン	早稲田大学教授 長 田 攻 一
12	/ 22		
13	/ 29		
14	11 / 5	高齢期の心理学	東京家政大学教授 西 村 純 一
15	11 / 12		
16	/ 19		
17	1 / 7	生と死	早稲田大学講師 森 川 功
18	1 / 21		
19	/ 28		
20	2 / 4		

文学科 (各回木曜日、10:00～12:00)

回	月日	テ ー マ	講 師 (敬称略)
1	4 / 17	明治期からの大衆小説 ～ “金色夜叉” から “真珠夫人” ～	日本学術振興会特別研究員 堀 啓 子
2	/ 24		
3	5 / 8		
4	/ 15		
5	/ 22		
6	6 / 5	“伊勢物語” を読む	文学研究家 十 河 愛 子
7	/ 12		
8	/ 26		
9	7 / 3		
10	/ 10		
11	10 / 23	中国古典文学入門	大東文化大学教授 萩 庭 勇
12	/ 30		
13	11 / 6		
14	/ 13		
15	/ 20		
16	1 / 22	シェークスピアの楽しみ方	文京学院大学教授 桑 子 順 子
17	/ 29		
18	2 / 12		
19	/ 19		
20	/ 26		

社会生活科 (各回木曜日、14:00～16:00)

回	月日	テ ー マ	講 師 (敬称略)
1	4 / 17	日本近代政治思想史 ～ 民衆史を踏まえて～	大東文化大学法学部教授 和 田 守
2	/ 24		
3	5 / 8		
4	/ 15		
5	/ 22		
6	6 / 5	暮らしをめぐる法律問題	弁護士 村 千 鶴 子
7	/ 12		
8	/ 26		
9	7 / 3		
10	/ 10		
11	10 / 9	資源循環型社会の構築に向けて	循環資源研究所所長 村 田 徳 治
12	/ 16		
13	/ 23		
14	/ 30		
15	11 / 6		
16	1 / 8	日本経済再生への道	大東文化大学経済学部長 渡 部 茂
17	/ 22		
18	/ 29		
19	2 / 19		
20	/ 26		

最後に、「時習（平成15年度板橋グリーンカレッジ卒業記念文集）」に寄せられた感想文から、板橋グリーンカレッジに区民は何を求めているのかを探ってみることにする。代表的な内容として、次のようなものが挙げられる。

- ・私は40数年間会社（仕事）人間として今日に至っているわけです。勤め人の時は地域社会の関わりは全くのところ無く、隣りの人がどのような人で、何をしている人なのかすら無関心で、只只自分の事のみを考えるとという人間として余裕のない生活だったように思います。（T. Kさん 男性）
- ・退職後の数ヶ月は、家の中で新聞を読む、テレビを見る、本を読む、3食の食事時間もルーズになり生活状態が悪い方に進んで、長年苦しんできた高血圧症—生活習慣病の症状も同じように悪くなりました。転機となったのは知人と妻の言葉でした。『自分のため、地域のために役立つ仕事を始めては』の一言を受け、地域の自治会の役員「広報いたばし」で「手話講習会」「グリーンカレッジ受講」更には手話講習会で知り合った仲間達でサークルをつくったり等々、家でゴロゴロ、していた状態が、家の外で沢山の仲間達と楽しく学び、話し合ったり、ボランティアなどにも参加しています。（N. Aさん 男性）
- ・定年退職、俗に「毎日が日曜日」、一芸のない凡人が定年後何をしたら良いか考えずにきた者、そして明日の目標をと苦慮した、その結果まず公共機関等が開催する講演会、講習会に参加してみることに眼を付けた。その矢先週刊「広報いたばし」を手にした、これだと思った瞬間じっくり眼を通したところが高齢者対象のグリーンカレッジの記事。早速応募したところ幸い受講生の一員となった。これを機会に生きがいの知識修得にとファイトを燃したものだ。（T. Oさん 男性）
- ・子供が家を出て2年もすると、自分のやる事が何も失くなっている事に気付きました。仕事も止めていたので何となくダラダラと1日が過ぎてしまい、これではいけないと思って

〓広報いたばし、等をみていろいろな講座に出る様にしました。～中略～ 昔は大学へ行くという事は夢の夢でしたのでずっと働いて生きてきましたが、定年を過ぎてからでも「カレッジ」で学べるということは永年の夢がかなったような気持ちでした。(M. Iさん 女性)

- ・振り返って見れば、60余年子育てや家事に追われ、これがなんとか片付くと、介護の問題が生ずるなど、社交、余暇、ボランティア等社会参加を少しずつ続けて来ましたが、このような、学習への参加の機会は少なかったような気がいたします。これを機会に日々進歩、変化する社会に目を向けて、精進して行きたいと思っています。(J. Kさん 女性)
- ・平成13年2月68歳でサラリーマン生活から勇退、後の自由な時間の有効活用を模索のなか板橋グリーンカレッジ受講生の募集を知り、5月より教養課程にて学習。実業生活中は「投資」としての勉強に終始していたが、当カレッジでの学習は何の見返りも期待せず学習することそれ自体を目的としており、今迄との学習環境の違いも相俟って初回講義より、また回を重ねて行く折々に、過去にない学ぶことへの意欲・楽しさ・人生の充実さの高まりを感じずにはいられなかった。(Y. Aさん 男性)
- ・大学教授の講義を受けることが出来る。草深い山里で大正生まれの私。学校は高等小学校卒業、その後学校と名の付く所は海軍で水雷学校に練習生として入校しました。あの学校は、戦いの兵器を教練する所で、一般社会に通用致しません。そんな生き方をしてきた私に思いも寄らぬ夢のような事でした。(M. Kさん 男性)
- ・我々の時代に於いては、働かざるを得ない時代だったし、また、姉妹やら＝家族の悪闘の生活で勉強どころじゃなかった時代でした。～中略～ 私の年代の頃には徐々に世の中もよくなりつつ、夏休みになれば、駅の弁当売り、キャンディー売りのアルバイトをしながら、高校の月謝や家の固定資産税を納めながら、やっとの思いで高校を出て、大学を夢見て

いたけれど先立つものがなく、夢叶わず ～中略～ 勉強が出来てほんとうに幸せです。(N. Mさん 女性)

以上の感想から伺えるのは、大きく二つの内容がある。

一つは会社勤めや子育て・介護が終わり、大きな社会的使命を終えたあとの生きがいを求めていることである。第一線を退いて、ようやく自由にできる時間ができたものの、いざとなると、どうして過ごしたらよいかわからないという区民が予想以上に多い。そんな時に広報いたばしに掲載された「グリーンカレッジ」の生徒募集記事は渡りに船となる。また、グリーンカレッジに参加して、自分の探究心を満足させ充実した日々を過ごすことだけではなく、人間関係も広がり、しかも規則正しく健康的な生活を送るという副次的な効果を得ている区民も多いことが判る。

もう一つは、若いときに果たせなかった学問への夢を実現することである。60代以上の人たちにとって、大学進学は今のよう一般的ではなかった。例えば、昭和35年の大学進学率は男性でも13.7%、女性にいたっては3%程度で、大学に憧れながらも経済的な理由などから進学できなかった人は大勢いた。学びたくとも学べなかった想いを、グリーンカレッジに馳せる区民が決して少なくないことが注目される。

このほか、高齢になってから板橋区に移り住み、新しい土地で友達をふやしたいといったニーズ等もある。

前述のように、カレッジ修了生から継続した学習の要望が高かったことから、平成16年度から大学院が設置されるに至った。このことから、グリーンカレッジの設立目的のひとつである「高齢者の学習要求に応える」ことについては大方の役割を果たしていると考えられる。

もう一つの設立目的である「地域社会での活動のメンバーとしての役割を担う力を修得する」ことについては、実際に地域活動の担い手となる修了生は未だ限られているとのことであり、今後の課題となっている。

区民が生涯学習に求めるものは、時代によって変わる。また、

エクステンションセンターを始めとする大学の地域貢献や民間のカルチャースクール、通信教育などが盛んになる中で、行政として担うべき役割も見直しの時期に来ていると言えるだろう。

<参考文献>

- ・「板橋70年のあゆみ」板橋区政70周年・板橋区教育委員会50周年記念誌（板橋区 平成14年10月）
- ・板橋区生涯学習推進懇談会報告書「区民の多様なニーズに対応した学習支援のあり方について」（板橋区教育委員会 平成11年7月）
- ・“時習”平成15年度板橋グリーンカレッジ卒業記念文集（板橋区健康いきがい部 平成16年3月）
- ・板橋区高齢者大学設置要綱（板橋区健康いきがい部 平成16年6月）
- ・板橋グリーンカレッジ大学院設置要綱（板橋区健康いきがい部 平成16年3月）
- ・板橋グリーンカレッジ運営協議会運営要領（板橋区健康いきがい部 平成17年3月）
- ・平成16年度版男女共同参画白書（内閣府男女共同参画局 平成16年6月）

3. 他の自治体事例

(1) TAMA市民塾

TAMA市民塾は、多摩地域における市民主体の新しい生涯学習の場として、平成7年に発足している。塾の運営は、塾生・講師・理事を中心に市民ボランティアが進め、平成11年4月からは、月1回、日曜日だけの講座も開始されている。

発足の背景として、高齢社会の進展に伴い、能力、気力とも十分にありながら社会の第一線を退く市民が増えてきていること。また、職を持たない女性や社会をリードするサラリーマン層には、資格や特技、趣味などを基に自己実現を求める機運が高まってきていることなどがある。

このような時代の要請のなか、市民活動や各種調査結果から、多摩地域には多くの市民の人材がおり、この市民の人材の「活動の場」がないと言われている。

塾の狙いは、地域に住む市民の意識の高揚、市民の発想による市民手作りの新しい生涯学習のスタイル、市民の力を存分に発揮してもらう場を用意し、発展させていくことを目指している。

【仕組みと特徴】

多摩地域（30市町村）における新しい生涯学習の場として発足し、塾の運営は、理事会のスタッフ、塾生・講師を中心とした市民が受け持って進めている。

全員がボランティアであり、地域交流・世代交流・国際交流の「3つの交流」を基本理念とし、さまざまな知識・技能をもつ地域の人材に登場していただいて、企画公募型のユニークな生涯学習講座を開催している。

（財）東京市町村自治調査会・多摩交流センターから場の提供と事務的な援助を受けている。

【理事会】

平成16年4月現在の役員数は、塾長1名、副塾長2名、理事9名（内会計2名）である。

毎月第3土曜日に理事会を開催している。任期は、塾長が3年、

理事は2年を区切りとしている。理事の日当は無しで、理事会としての職務に参加した際の交通費については、実費弁償となっている。

【行政の役割分担】

行政（（財）東京市町村自治調査会・多摩交流センター）の役割としては、助成金、講座会場の貸し出し、資料の複写など印刷機の提供、募集案内の印刷費、理事会スタッフルーム・パソコン一式等の貸し出し、理事会への参加、事務的対応を行っている。理事は事務局に常駐していないため、不在時は多摩交流センターが事務的対応を行っている。

【通常講座】

講師の公募は2年に1度、10月期講座から行う。

8月	募集案内
8月中旬～9月中旬	公募
9月中旬～10月中旬	書類審査
10月末～11月初旬	面接

講師の選考は、さまざまな知識・技能を持つ地域の人材に登場してもらうことを基本としおり、特定の政治宗教に偏ったもの、物品の販売営利を目標にしたものは除外している。選考は理事の個人的判断に偏ることなく、理事会の総意により実施されている。

講座配分は登録した講師の都合を考え、同時期に同様な内容を避けている。また、講座のバランス、音を出す講座の影響などを加味して計画を立てている。

講座数は15から18程度の講座とし、4月開講講座（前期）と10月開講講座（後期）がある。講師数、受講者数は、過去8年間で277講座、約250名の講師、受講者数約7,500名の実績となっている。

受講料1回500円、6回の講座は3,000円、12回の講座は6,000円である。500円の内訳は、200円が運営費として市民塾に納入され、300円は教材費、交通費の実費弁償の一部として講座終了時点で、講師に支払われている。なお、受講者の支払は講座受講当選時点で振込み、期日までに全額納入としている。

【日曜講座】

毎月第3日曜日の午後に開催している。平成11年4月から16年の3月まで44回実施しており、2名の理事が交代で担当にあっている。

【講座】

16年10月開講の講座名を紹介します。

1. 子供の本を楽しもうー絵本から児童文学ー
2. 生活の中の英語
3. フラワーデザイン
4. 素人かくし芸講座
5. 古川柳の世界ー江戸の庶民像を探るー
6. 木からのメッセージ「コカリナ」
7. もっと自然に親しみ、樹木名を知ろう！
8. <地域探訪>ー関東を知ろうー
9. 片手使いの人形を作って動かしお話しましょ
10. 心身のバランスを引き出すカラーセラピー
11. モザイクでおしゃれな表札をつくってみよう
12. ボランティアで拓く“新しい人生”
13. 意外と面白い韓国の文化と歴史
14. 多摩の道紀行
15. 日本語の教え方
16. 初歩書道講座ー高等学校教科書を使ってー

【所在地等】

住 所：〒183-0056

東京都府中市寿町1-5-1

府中市役所 府中駅北第2庁舎6階

多摩交流センター内「TAMA市民塾」事務局

連絡先：電話042-335-0111

(2) 清見潟大学塾

【清見潟の由来】

現在、清見潟の名が残るのは興津の清見寺だけであるとのこと。興津から袖師にかけての海岸を昔から清見潟と呼んでいたそうである。富士を背に三保の浦から眺めるこの海岸の美しさは、日本随一の名勝としても名高い。現、市立清水商業高校も昭和7年までは清見潟商業と呼ばれおり、郷土清水を顕彰するに最もふさわしい名称であることから、生涯学習の場に「清見潟」の名を冠する。

【事業の概要】

清見潟大学塾は、昭和59年に設置された「清水市高齢者教育促進会議」（文部省 補助事業）の提言にもとづき、行政（清水市）が設立し、運営を公募した市民教授に全面的に委託した「市民参加型生涯学習システム」である。

昭和60年に12講座（教授12名・塾生数100名）で発足した清見潟大学塾は、行政の生涯学習が厳しい財政事情に縮小を余儀なくされた近年のなか、19年目を迎え、154講座（教授94名・塾生3,400名）に成長し得たのは、市当局の「民間活力活用」という戦略によるものである。

【事業のポイント】

行政主導の生涯学習は、予算制約の中で「定員制」又は「期間限定制」を採らざるをえない。生涯学習とは、市民が健康で学びたいという意欲のある限り、学べる場を提供して始めて成立する。そのため、現行のシステムは単なる動機づけに終わってしまう。設立にあたり既存の枠を外し、更に年齢制限・地域制限も外して、「市場原理」の思想を導入している。

「教えることも生涯学習であり、生きがいである」という視点に立っている。

誰でも結構、趣味・職業上の知識・経験等を市民に教えることを生涯学習・生きがいとしたい方なら資格は不問となっている。

塾の講座は行政との約束で、市内各公民館等の空室を無料で借用して開講している。

最大の問題点は、会場の確保と割当である。

この点は中央公民館の協力と努力に負う処が多い。

教室と日程の調節完了後、「広報しみず」で塾生募集が始まる。

応募は全てハガキで行われ、応募人員10名未満の講座は失格となり開講できないシステムとなっている。

クーリングオフ制度あり（塾生募集はカタログ方式）

2か月以内にハガキでクーリングオフの申請があれば運営費を除いた受講料は全額返還されている。

【現 況】

・講座数：154講座

・教授数：94名

（内他地域からの教授や外国人3名が含まれている）

男性33名、女性61名、

旧清水市民は77名、県内他市町村16名、東京1名

・塾生数：延べ3400名

男性20%、女性80%

・学 部：3学部

第1学部（41講座）

書道、日本画、油絵、水彩画、陶芸、和裁、七宝焼、刺繍等

第2学部（67講座）

ピアノ、笛、ハーモニカ、コーラス、ダンス、演劇、舞踊等

第3学部（43講座）

古代史、郷土史、文化史、外国語、古典、短歌、パソコン等

※他に児童向け講座二つ、英会話と人形制作講座がある。

【運 営】

・清見潟大学塾連絡協議会

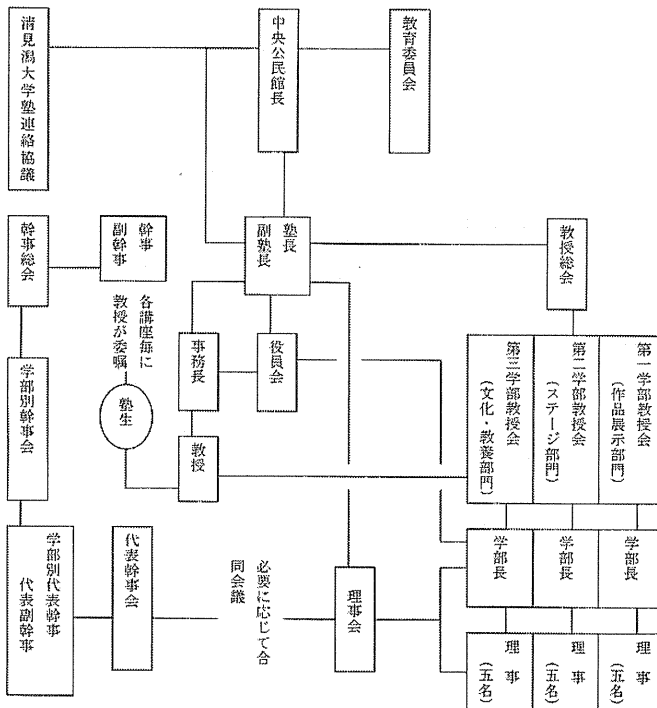
行政委員：教育部 ・保険福祉部 各課長1名

・中央公民館長（主管者）

塾委員：塾長 ・副塾長（2名）

- ・ 塾運営会議
 教授：教授総会・学部別教授会・理事会・役員会
 塾生：幹事総会・学部別幹事会・代表幹事会
- ・ 実際の運営は理事会が行っている。
 理事会：塾長、副塾長、事務長、3学部よりそれぞれ6名の理事、合計22名の構成。
- ・ 事務局は半専従の事務長、専従の事務員1名
- ・ 受講料等の納入は各講座の教授が集めて、所定の銀行・郵便局へ納入している。
- ・ ホームページを平成14年1月から立ち上げている。

清見潟大学塾の組織図



【経費・受講料】

- ・運営経費は、3千名を超える塾生と教授からの納入額5百万円以上で維持している。
- ・行政から、年間17万8千円を消耗品などの形で援助（平成16年度）があるが、来年度はゼロを目指している。
- ・受講料は、月1回講座年間6,000円（運営費年間1,000円含む）、月2回講座は年間11,500円。（運営費年間1,900円含む）
※運営費は塾収入
- ・教授収入は受講料が謝金となっている。
ただし、教授も月1回の講座は塾生一人当たり200円、月2回の場合は一人400円の運営費を支払う義務がある。

【清見潟大学塾の意義】

- ・生活者の視点に立つ柔軟なシステム
- ・教授陣が自主的に智慧を絞っていろいろなシステムを作成
- ・公民館の月曜休館の活用
- ・早い段階から市民参加型の生涯学習の場を定着させた
- ・自発的な意思に基づいて、他人や社会に貢献したいと思う人々の集まりがパワーとなっている
- ・旧清水市は、介護保険適用者率が全国平均よりも3%以上低い
- ・生涯学習の盛んな街が、学ぶ元気な高齢者の存在が、最も安上がりの福祉、究極の福祉である

【今後の課題】

- ・現在塾の講座開催等の会場確保は、優先的に1年間取れている。しかし、平成17年度に静岡市が政令指定都市となることから、公平性、旧静岡市の考え方などがより一層強くなることから、現状維持が難しい状況となっている。
今後は、市民と行政の理解を得ながら、余裕施設の活用や効率の良い会場確保を模索しなければならない。
- ・塾生数は3千人を超えて横ばい状態で推移している。教授の高齢化が進んでいるため、講座数の調整と教授の確保が問題となっており、需用と供給の見通しとバランスが今後必要

である。

【所在地等】

住 所：〒424-0836

静岡県静岡市清水桜が丘町7-1

清水中央公民館内「清見潟大学塾」

連絡先：電話0543-51-1664

（3）東松山市きらめき市民大学

東松山市きらめき市民大学は、平成10年度策定した「東松山市生涯学習推進計画」におけるシンボルプロジェクトとして「きらめき市民大学」の設立が掲げられ、平成14年4月に開校している。基本理念として、学ぶことによって、豊かな心を育み、市民一人ひとりの個性が輝き、元気な人々の生活があふれ、まち全体が彩り豊かにきらめく、そんな人づくりを目指しているのが特色である。

人生80年時代を背景とした、市民の生涯学習に対するニーズの多様化・高度化・複雑化する中で、市民の自主的な学習活動への支援サービスとしてスタートしている。



教養科目受講風景

東松山市の生涯学習推進事業について

- ・昭和62年度、県の「生涯学習市町村モデル事業」の指定を受ける。
- ・平成6年度には、「市民意識調査」の実施。この調査により、生涯学習に対する要求の高さが伺えた。
- ・平成7年度、教育委員会に担当部署（生涯学習課）を設置。
- ・平成8年度さらに「生涯学習に関する市民意識調査」実施。
- ・平成10年度に「生涯学習推進計画」策定。
- ・平成13年度、埼玉県から移管された青年の家を「きらめき市民大学」として改修整備し、生涯学習の拠点とする。

また、市生涯学習課では「きらめき出前講座」（市民と行政が情報を共有し、市民と行政が共に学び考え、連携し共同のまちづくりを進める試み）を開始。

開催実績は、平成13年度66回、平成14年度70回、平成15年度66回となっている。

また、「きらめき人材バンク」、「パソコン相談室」も開始されている。

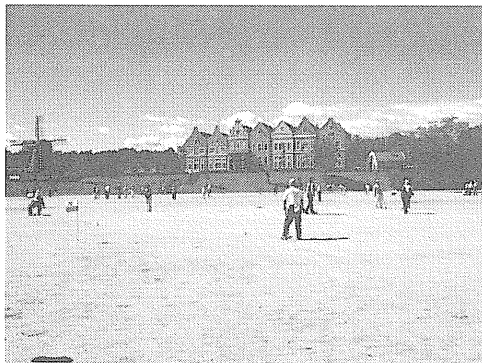
東松山市生涯学習推進計画（東松山きらめきプラン）

多様化・高度化する市民の学習ニーズに的確に答え、総合的かつ計画的に事業を進めるため計画策定している。

- ・策定時期：平成11年3月
- ・基本構想：平成11年から20年まで（10か年）
- ・基本計画：前期計画（H11～15）と後期計画（H16～20）
- ・シンボルプロジェクト＝『きらめき市民大学』の設置
- ・進捗状況：前期計画は、おおむね計画のとおり進捗している。

青年の家の移管・きらめき市民大学設立の経緯について

- ・平成8年、市より県へ「県立青年の家」の譲渡を要望。生涯学習に対する市民の関心が高まっている中、社会教育施設の整備充実が緊急かつ重要課題と位置付けられ、その整備の一方策として他の利用も視野に入れながら要望した。
- ・平成9年2月、生涯学習に関する市民意識調査を実施。
- ・平成10年2月、「東松山市生涯学習推進会議設置要綱」施行。(全4回開催)
- ・平成11年3月、「東松山市生涯学習推進計画」策定。
- ・平成12年2月、「青年の家」移管が決定。同年、用途変更による建物改修設計を委託。
- ・平成13年4月1日、「青年の家」が正式移管。建物改修を開始。
- ・平成13年11月1日、建物改修の終了とともに、市民大学設置準備室が設置される。
- ・平成14年4月17日、「きらめき市民大学」オープン。開校式典実施。市民大学第1期生100人が入学。
- ・平成15年4月、第2期生100人が入学、1期生96人進級。
- ・平成16年3月、第1回卒業式挙行。第1期卒業生94人。
- ・平成16年4月、第3期生100人入学、2期生97人進級。
- ・平成16年5月、大学院設置。(5コース55人…卒業生のうち希望者)



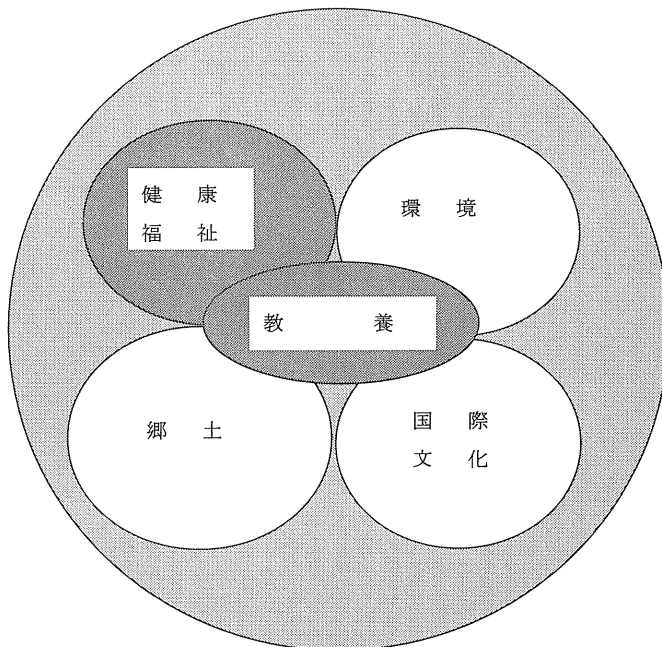
スポーツ大会

- ・平成17年4月、第3期生100人入学（水曜日）、2期生97人が進級予定である。

【学部及び定員】

- 1 生きがいのもてるスポーツ・健康・福祉都市
健康・福祉学部（定員40名）
- 2 安全な快適環境都市
環境学部（定員20名）
- 3 国際性豊かな文化創造都市
国際・文化学部（定員20名）
- 4 活力ある自立産業都市・市民とあゆむ手作り都市
郷土学部（定員20名）

○学習内容は、午前は教養科目を学習し午後は専門科目を学習
課外授業としてクラブ活動や農業体験もある。



学習内容(1学年)

授業日	教養科目	健康・福祉学部	環境学部	国際・文化学部	郷土学部
4/14	入学式・記念講演				
4/21	オリエンテーション・各部集会				
4/28	市の現状	少子化がもたらすもの(1)	東松山市の自然-植物-	国際化社会の理解(1)	市の歴史-先史-
5/12	市の現状	少子化がもたらすもの(2)	東松山市の自然-動物-	国際化社会の理解(2)	市の歴史-有史(1)-
5/19	自治会総会・役員会				
5/26	クラブ編成・クラブ別集会				
6/2	市の現状	障害を理解する-身体-	里山の自然(1)	国際交流協会	市の歴史-有史(2)-
6/9	人権	障害を理解する-知的-	里山の自然(2)	私と芸術-絵画-	東松山市の民俗(1)
6/16	地方分権・自治	障害を理解する-精神-	東松山市の自然-川-	私と芸術-陶芸-	東松山市の民俗(2)
6/23	会議の進め方	生活保護の役割	東松山市の自然-気象-	私と芸術-音楽-	街の光・室
6/30	市の現状	福祉支援制度の諸々	人間生活と環境	中京に住んで	足袋と行田市
7/7	市の現状	健康体操&ストレッチ	生活と環境負荷	中国と日本のくらし	和紙と小川町
7/14	市の現状	ニュースポーツ体験	水環境の保全と再生	和服の美	秩父事件
7/21	終業式・消防訓練				
	夏休み				
9/8	始業式				
9/15	ストレスと健康	スポーツ	開発行為と環境保護	ボランティアセンターの役割	東松山市の産業
9/22	かしこい消費者	福祉カウンセリング	スポーツ	歩けと国際交流	東松山市の農業
9/29	東松山市の観光	福祉支援について	地球規模で考え地球から行動する	スポーツ	市民活動団体の報告
10/6	市の現状	市内見学	地球の温暖化とくらし	文化団体協議会の活動	スポーツ
10/13	スポーツ大会(グラウンドゴルフ大会)				
10/15・16	学園祭				
10/20	住民参画	高齢化がもたらすもの(1)	市内見学	日本舞踊の楽しみ	地域の朝市の取り組み
10/27	暮らしと電気	高齢化がもたらすもの(2)	有機農業について(1)	市内見学	市民活動団体の報告
11/10	これからの人間関係	サポートセンターの活動	有機農業について(2)	AETからのメッセージ	市内見学
11/17	自分史	市民活動団体の報告	ヤリタナゴの生態	多様化社会の中で	ふるさと学習の取組み
11/24	視察研修				
12/1	税金について(前編)	自律神経の働き	エネルギー問題	茶道の楽しみ	地域おこし
12/8	税金について(後編)	市内見学	環境と遺伝子	香道の楽しみ	東松山市の光探し-文化-
12/15	終業式				
	冬休み				
1/12	始業式				
1/19	2学年の課題研究について				
1/26	暮らしの法律	貴方にとっての生きがいとは(1)	エネルギーと環境問題(1)	共に生きる	東松山市の光探し-人-
2/2	社会保障	貴方にとっての生きがいとは(2)	エネルギーと環境問題(2)	南米の国々の文化	東松山市の光探し-食-
2/9	薬のはなし	スポーツ	遺伝子組換え作物	季節と俳句	吉見町百穴
2/16	スポーツと健康	保育の現状	スポーツ	文学の楽しみ	東松山市の民話(1)
2/23	インターネット社会	家庭の役割	資源と環境	スポーツ	東松山市の民話(2)
3/2	教育あれこれ	地域コミュニティの活性化	リサイクルの意識と問題	私と芸術-書-	スポーツ
3/9	くらしと経済				
3/16	修了式				

*内容については、講師及び天候などやむを得ない事情で変更することがあります。

【基本事項】

- ・ 授業時間は、午前10時～午後3時
- ・ 入学資格及び定員⇒市民（義務教育在学者を除く）100名
- ・ 在学期間 ⇒ 2年間（週1日）
- ・ 学生の負担金 ⇒ 教材費の実費（2万円／年）程度
- ・ 応募及び入学許可 ⇒ 1人1学部の応募、多数のときは抽選
- ・ 卒業単位の認定⇒出席日数で認定し2／3以上を習得
- ・ 留年は認めない
- ・ クラブ活動、課外活動や修学旅行については、学生の自主活動として支援
- ・ 年末年始以外は原則開校
- ・ 夜間、授業日以外の活用

【学習成果の受入】

- ・ 評価 ⇒ 「市民学士」の授与
（希望により“きらめき市民人材バンク”にも登録）
- ・ 市政への提言 ⇒ 卒業時の課題研究発表会開催
- ・ 卒業後の活動支援 ⇒ 活動の場支援

【教材費負担金】（予算ベース）

	H14		H15		H16		H17	
	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)
大学1年	100	1,000,000	100	1,000,000	102	1,020,000	100	2,000,000
大学2年	0	0	95	950,000	97	970,000	99	1,980,000
学院1年	0	0	0	0	56	1,120,000	45	900,000
学院2年	0	0	0	0	0	0	55	1,100,000
合計	100	1,000,000	195	1,950,000	255	3,110,000	299	5,980,000
<金額> 大学 大学院	@ 1万円		@ 1万円		@ 1万円 @ 2万円		@ 2万円 @ 2万円	

【予算規模】

(単位：千円)

項 目	平成17年度予算規模
理事等報酬	2,056
臨時職員賃金	900
きらめき市民大学講座講師謝礼等	5,344
旅費	442
印刷・文具購入・修繕等需用費	3,449
通信運搬費等役務費	590
施設管理等保守委託関係	7,177
複写機・衛生設備等使用料	304
備品購入費	0
施設使用料返還金	1
合 計	20,263

【所在地等】

住 所：〒355-0005

埼玉県東松山市大字松山2688-8

「東松山市きらめき市民大学」事務局

連絡先：電話0493-21-3451